

## 第2章 インド・タイのFTA交渉の経緯とインド農業

櫻井武司

高橋大輔（東京大学大学院）

### はじめに

本稿は、インド・タイ FTA に関する近年の動向を紹介する。インド・タイ FTA は 2003 年 10 月に枠組み合意が締結され、2004 年 9 月からは一部の品目で先行して関税の撤廃が行われているが、FTA の本発動には至っていない。インド・タイ FTA はインドが交渉中の FTA の中でも規模の大きいものであり、またわが国でも自動車産業などを中心として関心が高い。また、タイは南アジア諸国とは異なり農業の国際競争力が強い国であり、農産物に関する交渉が今後の論点の一つとなることが予想される。

### 1. インドとタイの FTA 交渉の経緯と概略

#### 1.1 FTA 締結に至るまでの交渉経緯

2001 年 11 月、タイのタクシン首相がインドを訪問してインドのパジパイ首相と会見した際に、両国はインドとタイの間での FTA に関する feasible study(F/S)のために学識経験者と政府関係者をメンバーとする合同作業部会(Joint Working Group, JWG)を設立することで合意した。合同作業部会は 4 回の会合を経て、意見交換と F/S 調査を行った結果、2002 年 12 月に以下の内容の報告書を提出した<sup>(1)</sup>。

- 現在の両国間貿易規模は小さく、品目の大部分は原材料と中間品に限定されている。しかし、FTA 締結によって長期的な貿易拡大が期待できる。
- 貿易拡大の可能性が豊かである現状では、提案されている FTA は実現可能で、望ましく、総合に利益をもたらすものである。
- 観光、教育、金融、公衆衛生、航空、運輸などの分野で協力を進めることを提案する。

JWG の出した結論を受けて、両国はインド・タイ FTA に関する枠組み協定のための共同交渉団(Joint Negotiating Group, JNG)と、アーリーハーベスト制度(Early Harvest Scheme, EHS)<sup>(2)</sup>に関する原産地規則(Rules of Origin)を規定するための専門家グループを設立した。共同交渉団は 6 回の会合を経て FTA 枠組み協定の起草を行った。

その後、2003 年 10 月に行われた ASEAN・インド首脳会議が終了した後にインドのパジパイ首相はタイを訪問し、両国の首相は「自由貿易地域設立に関する枠組み協定」<sup>(3)</sup>に署名を行った。主な合意内容は以下の通りである。

- 物品貿易について、交渉を 2004 年 1 月に開始し、2005 年 3 月までに終了する。関税は 2010 年までに撤廃する。
- サービス貿易・投資については、交渉は 2004 年 1 月に開始し、2006 年 1 月までに終

了する。準備の出来た分野から、徐々に自由化を進める。

- 84 の品目について、EH を 2004 年 3 月 1 日から行う。対象となるのは、果物、小麦、水産加工品、化学品、家電製品、家具部品、自動車部品など幅広い分野にわたる。

FTA の枠組み協定の締結後、両国はインド・タイ貿易交渉委員会(India-Thailand Trade Negotiating Committee, TNC)を設立した。貿易交渉委員会は現在も交渉を継続している。

## 1.2 アーリーハーベスト制度の交渉経緯と内容

EHS は 2004 年 3 月から実施されるはずだったが、実際には 6 ヶ月遅れて 2004 年 9 月となり、対象となる品目数も化学品の 2 品目が除外されて 82 品目となった。この背景を説明する。

EHS の実施について最大の障壁となったのは、両国の原産地規則に関する意見の食い違いである。原産地規則とは、物品の「国籍」を判定するためのルールである。インドは、第三国、特に既にタイと FTA を締結している中国とオーストラリアの産品がタイを経由して低関税で流入することを恐れ、厳しい原産地規則を求めた。しかし、天然資源が豊かなインドに比べて、資源の乏しいタイにとっては厳しい基準は不利となる。具体的には、インドは原産地規則として実質的変更基準を強く主張し、HS コード四桁の関税番号変更(四桁レベルの関税番号が変更された最後の国を原産地とみなす) ことと現地調達率 40%以上(付加価値の合計が 40%未満である場合には EHS の対象とならない) という二つの基準を同時に満たすことを要求した。これに対して、タイ側は HS コード六桁の関税番号変更か現地調達率 40%以上かのどちらかを満たせば原産地と認めることを提案した。この問題については専門家グループ会合で何度も議論されたが、議論は難航して EHS の実施を遅らせる結果となった。結局、2004 年 6 月 23 日に行われた第 7 回専門家グループ会合により、品目ごとに異なる原産地規則を定めること、化学品の 2 品目を除外することで合意が行われた<sup>(4)</sup>。この合意は 6 月 24-25 日に行われた第二回貿易交渉委員会で承認され、また関税引き下げを 2004 年 9 月 1 日から実施することにも合意された。

また、2004 年の選挙によってインドでは政権交代がおき、新たにシン首相が就任したのだが、シン首相は 7 月 30 日に就任 2 ヶ月でタイとの FTA の見直しを行うことを表明した。ただし、2004 年 9 月 1 日から開始される EHS については予定通りに実行することとされ、シン首相自らが署名を行った。

こうして、2004 年 9 月 1 日からインド・タイ FTA の EHS が実施された。対象となる品目は両国の貿易総額の 9.1%を占めており(2003 年)、双方にとって輸出関心のある品目を含むものである。特に、一部の自動車部品などのセンシティブ品目を関税削減の対象に含んでいることが大きな特徴である。FTA 発効以前の対象品目の関税率は、タイ側で 0~60%、インド側で 5~100%となっているが、両国は現在の関税率を 2004 年 9 月 1 日に 50%引き下げ、2005 年 9 月 1 日にはさらに 75%にまで引き下げて、2006 年 9 月 1 日に撤廃する。

## 2. インド・タイ FTA のアーリーハーベストの影響

### 2.1 両国間の貿易に与える影響

2004年9月に EHS が開始された以降では、両国間の貿易額は成長を続けている。また、後述するとおり、貿易額が成長した品目の中には EHS により関税削減が行われたものが大きな比重を占める。この点だけを見れば、EHS の実施は成功であったといえる。

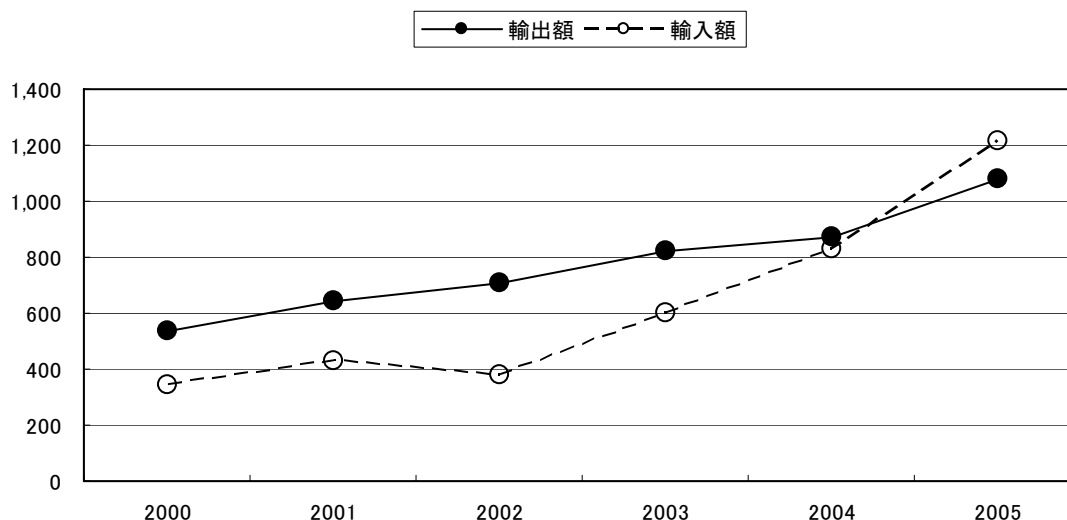


図1: インド側から見た両国の貿易関係 (単位: 100 万ドル) 出典: UNComtrade

しかし、両国の貿易収支を見るとタイ側が純輸出になっていることが分かる。EHS によって利益を得たのは、主にタイ側であり、インド側の輸出はそれほど増加していない。表1に示すとおり、タイの輸出額の増加分の多くは EHS によって関税削減が行われた工業品 (特に第6, 7分類) によるものである。もともと、タイに比べてインドの方が関税率が高いため、両国で関税を撤廃した場合に利益が大きいのはタイ側である。

表1: インド・タイ間の輸出額の変化 (SITC の一桁分類) 出典: UNComtrade

タイ輸出額			インド輸出額		
コード	2002年	2005年	コード	2002年	2005年
0	\$8,406,473	\$11,450,798	0	\$55,371,516	\$108,467,422
1	\$6,033	\$76,574	1	\$637,529	\$1,587,480
2	\$41,677,852	\$95,590,648	2	\$13,036,272	\$42,686,212
3	\$3,604	\$4,187,691	3	\$57,024,984	\$8,089,586
4	\$302,247	\$2,629,288	4	\$4,025,518	\$10,519,706
5	\$59,556,996	\$192,419,133	5	\$105,539,568	\$175,049,745
6	\$96,514,600	\$304,127,535	6	\$398,527,136	\$577,281,470
7	\$153,707,264	\$554,319,222	7	\$52,212,544	\$117,685,120
8	\$15,336,406	\$46,191,642	8	\$14,849,816	\$26,220,328
9	\$1,696,022	\$5,397,932	9	\$6,605,423	\$11,850,996
合計	\$377,207,497	\$1,216,390,463	合計	\$707,830,306	\$1,079,438,065

また、このような変化は、両国間の貿易構造にも起因するものである。一般的に、タイの工業部門はインドに比べて価格競争力が高い。これは、タイがインフラ整備や税制面で優っており、またインドは実行関税率が高いために原料調達に多額の関税を支払わなければならないことなどによるものである。また、人口と経済の規模がインドのほうがはるかに大きいため、どうしてもインド側が需要過多になってしまう。

特に自動車関連産業からは、タイとの FTA について強い不満の声が上がっている。タイはトヨタやホンダといった日本の大企業が投資している自動車の大産地であり、将来的に「東洋のデトロイト」となることを目指している。EHS には自動車部品が含まれているため、インドの自動車産業と自動車部品産業はタイからの輸入が国内生産を淘汰してしまうのではないかという不安を抱いている。インド・タイ FTA によって利益を得たのは、トヨタ・ホンダ・Procter & Gamble (P&G)である、という報道もされている。

こうしたことから、インドの国内産業は「国内の構造改革に先行して FTA を締結することは、輸入の急増を通じてインドにとってマイナスになりうる」として、インド・タイ FTA に対して否定的な反応を示している。EHS の実施後に両国間の FTA 交渉があまり進展していないことには、このような国内の反発が背景にあるものと考えられる。

## 2.2 農産物貿易に与える影響

インドは、人口の大部分を占める農村人口を守ることを目的として農業分野では保護主義的な立場を取っている。これに対して、タイは農業分野の生産性が高く、農産物が主要な輸出品の一つとなっている。このため、両国で完全な FTA が実施された場合、タイからインドへの農産物輸出が急増する可能性がある。農産物の中では、タイは特に果物の輸出に関心を持つと考えられる。

インド・タイ FTA の EHS には農産物が含まれている。対象となった品目とその扱いは付表 1 の通りである。工業品では自動車関連部品など影響の大きい品目が含まれていた両国の EHS であるが、農業分野では主要品目が含まれておらず、関税削減の効果は限定的なものである。表 2 に示すように、農産物貿易が大幅に拡大したという傾向は観察されない<sup>(5)</sup>。また、工業品に関する交渉では原産地規則をどう定めるかが最大の焦点となったが、農産物の原産地規則は「完全取得基準」とすることが一般的であるため大きな問題にはなっていない。

表2：インド・タイ間の農産物貿易額の変化（SITCの二桁分類） 出典：UNComtrade

2002年タイ輸出額		2005年タイ輸出額		輸出額変化分	
コード	貿易額	コード	貿易額	コード	貿易額
		0	736	0	736
1	4,285	1	39,180	1	34,895
2	10,607	2	506	2	-10,101
3	30,921	3	296,343	3	265,422
4	107,856	4	349,434	4	241,578
5	3,153,459	5	2,885,690	5	-267,769
6	321,385	6	2,449,512	6	2,128,127
7	506,413	7	549,422	7	43,009
8	4,090,048	8	3,097,910	8	-992,138
9	181,499	9	1,782,066	9	1,600,567
合計	8,406,473	合計	11,450,799	合計	3,044,326

2002年インド輸出額		2005年インド輸出額		輸出額変化分	
コード	貿易額	コード	貿易額	コード	貿易額
0	27,648	0	8,554	0	-19,094
1	1,000	1	111,296	1	110,296
2	787,949	2	4,123,705	2	3,335,756
3	45,662,176	3	25,721,503	3	-19,940,673
4	3,287,587	4	4,503,928	4	1,216,341
5	133,237	5	3,003,627	5	2,870,390
6	33,649	6	18,836	6	-14,813
7	672,490	7	1,435,905	7	763,415
8	3,822,564	8	66,132,802	8	62,310,238
9	943,215	9	3,407,265	9	2,464,050
合計	55,371,515	合計	108,467,421	合計	53,095,906

このように、両国の農産物貿易の自由化は EHS では扱われず、現在貿易交渉委員会によって交渉が続けられている FTA 本体の交渉の中で取り扱われている。インドはタイに多くの品目をセンシティブ品目として FTA から除外することを求めており、その中には多くの農産物も含まれていると思われるが、これに対してタイはセンシティブ品目を最小限に留めるように要求している。情報が公開されていないため交渉の現状については不明である。おそらく今後の交渉ではどの農産物を自由化するかは争点の一つになるものと思われる。

また、農産物の非関税障壁も争点の一つとなることが予想される。タイは中国とも FTA を締結しており、2003 年 10 月から農産物のみを対象とした EHS を実施しているが、ここでは中国側の非関税障壁によってタイ側が思うように輸出を伸ばせないという問題が発生している。特に、インドには「インドの複雑かつ輸入品に差別的な国内税制、厳しい植物検疫、州ごとに異なる独自の規制、輸送インフラの不備、関係政府機関の職員数不足」などの問題があるといわれている<sup>6)</sup>。また、工業品の関税引き下げに対しては産業界と政府が密接に情報交換を行っているのに対して、農産物については民間との情報交換を行っておらず、これから新たな貿易障壁が浮かび上がってくる可能性もある。今後の両国の FTA 交渉では、こうした非関税障壁についても交渉が行われるものと考えられる。

### 3. その後の交渉の経緯

枠組み協定によると、インド・タイ FTA は 2005 年 3 月までに全ての交渉を終え、2010 年中に関税を撤廃する予定であったが、その後の交渉は難航しており、FTA が完全に発効する見通しは立っていない<sup>(7)</sup>。

タイ側は、現行の EHS における原産地規則を緩和することを要求しているのに対して、インド側は、第三国がタイを経由して輸出を行うことを警戒して、原産地規則の緩和に消極的である。EHS が行われた品目以外の原産地規則について、タイは現地調達率 40% 以上のみを主張しているのに対して、インドは関税番号変更基準も加えることを要求している。また、FTA の例外となるセンシティブ品目の数について、インドは 1100 品目あまりを主張し、500 品目以下とすることを求めるタイと対立している。

タイのタクシン首相はインドとの FTA 推進に極めて積極的であり、EHS などにより一刻も早く貿易自由化を達成する姿勢を打ち出していた。しかし、2006 年 9 月に起きたクーデターによりタクシン首相は失脚し、新政府は新たな経済政策を打ち出す方針である。こうしたことから、今後のインド・タイ FTA 交渉はしばらく停滞する見込みである。

#### 〔注〕

<sup>(1)</sup> タイ政府ウェブサイトである参考文献[9]から閲覧可能である。

<sup>(2)</sup> FTA 締結に先立って、一部の品目について関税引き下げを行う措置を指す。タイを除けばそれほど一般的な手段ではなく、また「事実上すべての品目」の関税をゼロにすることを要求する WTO 協定との整合性についても疑問視する見方もある。

<sup>(3)</sup> 枠組み協定の全文は参考文献[7]で閲覧可能である。

<sup>(4)</sup> 原産地規則の詳細については参考文献[8]を参照のこと。

<sup>(5)</sup> なお、インドからタイへの油かす（第 08 分類）が大きく増加している理由は不明である。少なくとも、油かすは EHS の対象品目には含まれない。

<sup>(6)</sup> 詳しくは吉田(2005a, 2005b)を参照のこと。

<sup>(7)</sup> 貿易交渉委員会における交渉の進捗情報はタイ商務相の FTA に関するサイト <http://www.thaifta.com/> に掲載されているようであるが、筆者がタイ語を読めないため情報を得ることが出来ない。

付表1：インド・タイ FTA のアーリーハーベスト措置に含まれる農産物とその扱い 出典：参考文献[8]

HS コード	品目	原産地規則	タイ 従価税	従量税	インド
第 8 類	食用の果実及びナット，かんきつ類の果皮並びにメロンの皮				
0804	なつめやしの実，いちじく，パイナップル，アボカド，グアバ，マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				
080450	グアバ，マンゴー及びマンゴスチン	完全取得基準	40	33.5	30
0806	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				
080610	生鮮のもの	完全取得基準	30	25	40
0808	りんご，なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）				
080810	りんご	完全取得基準	10	3	50
0810	その他の果実（生鮮のものに限る。）				
081060	ドリアン	完全取得基準	30	25	30
081090	その他のもの	完全取得基準	40	33.5	30
第 10 類	穀物				
1001	小麦及びメスリン				
100110	デュラム小麦	完全取得基準	0	0.1	100
100190	その他のもの	完全取得基準	0	0.1	100

付表 1 : インド・タイ FTA のアーリーハーベスト措置に含まれる農産物とその扱い (続き) 出典 : 参考文献 [8]

第 16 類	肉, 魚又は甲殻類, 軟体動物若しくはその他の水棲 (せい) 無脊椎 (せきつい) 動物の調製品				
1604	魚 (調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。), キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物				
160411	さけ	現地調達率 20%以上	20	65	30
160413	にしん	現地調達率 30%以上	30	100	30
160415	さば	現地調達率 30%以上	30	100	30
1605	甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲 (せい) 無脊椎 (せきつい) 動物 (調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)				
160510	かに	現地調達率 30%以上	20	-	30
第 44 類	木材及びその製品並びに木炭				
4412	合板, ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 - 合板 (木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが 6 ミリメートル以下のものに限る。)				
441219	その他のもの	4 桁の関税番号変更 + 現地調達率 40%以上	12.5	-	25



## 〔引用文献〕

- 基本的な情報（邦文）は以下を参照のこと
- [1] JETRO ウェブサイト, 「インドの WTO・他協定加盟状況」  
[http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/in/trade\\_01/](http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/in/trade_01/)
- [2] 財務省レポート, 「インドの FTA 戦略と構造改革」  
(財務省「南アジア各国の債務持続性と日本の支援のあり方」研究会報告書第 5 章)  
<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/southasia-5.pdf>
- [3] JETRO ウェブサイト, 「加速するインドの対 ASEAN・FTA 戦略」  
<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/search-text.do?url=13000760>
- [4] JETRO ウェブサイト, 「アールーハーベスト, 9 月実施で合意 (タイ・インド)」  
<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/search-text.do?url=13000907>
- [5] 吉田崇 (2005a) 「タイ・インド FTA のアールーハーベスト措置」, 貿易と関税, 2005 年 3 月号, pp. 42-53.
- [6] 吉田崇 (2005b) 「FTA でインドとの通商関係は深化するか」 ジェトロセンサー 2005 年 5 月号 pp. 58-59.
  
- 両国政府の発表資料については以下を参照のこと
- [7] インド商工省 インド・タイ FTA 枠組み協定  
[http://commerce.nic.in/india\\_thailand\\_fta.htm](http://commerce.nic.in/india_thailand_fta.htm)
- [8] インド商工省 “Protocol to implement EHS” (EHS についての協定)  
[http://commerce.nic.in/thailand\\_protocol.htm](http://commerce.nic.in/thailand_protocol.htm)
- [9] タイ通商交渉局 “A Feasibility Study on A Free Trade Agreement between India and Thailand” Joint Working Group on India-Thailand Free Trade Agreement  
[http://www.thaifta.com/study\\_ftain.pdf](http://www.thaifta.com/study_ftain.pdf)
- [10] インド商務省プレスリリース 2004/08/30  
[http://commerce.nic.in/Aug04\\_release.htm#h17](http://commerce.nic.in/Aug04_release.htm#h17)
  
- その他の情報については以下を参照のこと
- [11] The Economic Times, “Talks fail to move India-Thailand free trade pact forward”, 2004 年 4 月 13 日.
- [12] The Hindu, “India to take re-look at Free Trade Agreement with Thailand”, 2004 年 7 月 30 日.
- [13] The Hindu, “Go-ahead on FTA”, 2004 年 7 月 31 日.
- [14] Financial Express, “Deadlock on FTA with Thailand”, 2005 年 8 月 12 日.
- [15] Asia Times, “Free Trade at a heavy cost for India”, 2004 年 12 月 12 日.
- [16] Asia Times, “Trade grows under Thai-India FTA”, 2006 年 6 月 20 日.
- [17] Financial Express, “Proposed FTA with Thailand in choppy waters”, 2006 年 5 月 22 日.
- [18] Bangkok Post, “Indian business groups wary of Thai FTA”, 2006 年 10 月 22 日.
- [19] IPS “Coup puts Indo-Thai free trade deal in doldrums”, 2006 年 9 月 27 日.
- [20] FICCI, “Survey on India Thailand FTA - Emerging Issues”, 2005 年 6 月.  
[http://www.ficci.com/surveys/The\\_India\\_Thailand\\_FTA-Report.pdf](http://www.ficci.com/surveys/The_India_Thailand_FTA-Report.pdf)